

第5回 臼杵市議会基本条例特別委員会 会議要旨

日 時 令和2年11月24日（火曜日） 午後1時00分 ～ 午後1時47分
場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 吉岡 勲	副委員長 大塚 州章	
委員 川辺 隆	委員 内藤 康弘	委員 伊藤 淳
委員 梅田 徳男	委員 戸匹 映二	委員 奥田富美子
委員 若林 純一	委員 匹田 郁	

欠席委員の氏名

委員長 吉岡 勲 委員 梅田 徳男

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 弘樹 次長 後藤秀隆 書記 高橋悠樹 主査 清水 香

傍聴者

議員 河野 巧、匹田久美子、広田精治

会議に付した事件

1. 素案検討に向けた事前協議について
 2. その他
-

午後1時00分 開議

1. 素案検討に向けた事前協議について

副委員長（大塚州章）より

- ・第4回特別委員会において出た意見を、正・副委員長によって取りまとめた。その結果を資料にして配付している。（委員より特に意見なし）
- ・この結果が、各委員より提出された素案の中に反映されていることを確認できた。

・素案の条項から(前文は後)チェックして仕分けをしたい。課題があるものは残して、今後協議をしていく形をとる。

<委員より出た意見>

第1条 特になし

第2条 特になし

第3条

○委員(川辺 隆)

議員相互の討議を尊重しということと、議員間討議の活性化に努めというのは、具体的にどういうふうに意味合いが違うんですか。

◎書記(高橋悠樹)

名前を出す、出さないは、もう構わないという話でしたので。ちょっと報告をさせていただきますと、今日梅田委員がいらっしゃらないので、代わりにもらっている資料がありますので、読み上げさせていただきます。これは梅田委員が提案をしております、提案の理由としては尊重では政策に反映しない恐れがあるということで、文言としては活性化という文言で進めたいという理由でいただいております。

○副委員長(大塚州章)

これちょっと残しましょう、もう1回確認作業に入りたいと。こういう形で確認作業をする場合は言ってください。

第4条

○副委員長(大塚州章)

4条の(1)は別にこれで構いませんか。はい。

(2)追加したいという意見が出ていますがこれに関して、どうでしょう。

○委員(若林純一)

これは先ほどの梅田委員提案のようになった場合には、この(2)を追加したほうがいいよというようなセットのものだと思いますので、もうここで議論せずに、さっきの議論でつける、つけないが決まってくるんじゃないかと思います。

○副委員長(大塚州章)

これまた飛ばして、(1)の次にもうセットでってことで。

第5条 特になし

第6条 (1) から (3) までは特になし。

○副委員長（大塚州章）

(4) に関してはどうでしょう。

○委員（若林純一）

私は原案通りでいいというふうに思います。要するに一部の団体、または地域の代表としてではなく、市民全体のことを考えて活動することという規定なので、一部の団体または地域の代表にとらわれずという文言にすると、一部の団体や地域の代表でもあるけれどもという意味合いを含んでしまいますので、もう原案通りのほうがすっきりするんじゃないかと思います。

○委員（伊藤 淳）

これについても、梅田委員の思いがあるみたいなので、それを聞いたほうがいいと私は思います。あえてこれにしたってということは言われてましたので。

○副委員長（大塚州章）

これ、もう1回梅田委員が来たときにその話を聞いて、残しておきましょう。

それからこの赤の追記、会派についての文言があります。これもちょっと残しときましょう。またいろいろ問題があると思いますんで。

○委員（川辺 隆）

提案とかいうのは必要なんですか。申しわけないですけど、2回か3回議論やってきたんでしょ。それでここまで文書が出てののに、誰々の提案だからというのはいらないと思うんですよ。若林委員がおっしゃる通り原案のほうがいいですとか、いえこれにとらわれずしたほうがもっと広がるんじゃないのかとか、私はそういう意見、討論が必要であって、誰々の意見だから今日は討議せんという話は、ここではやめたほうがいいんじゃないですか。時間の無駄です。

○副委員長（大塚州章）

はい。そういうことであればこのままの状態でもう決めていくか、もう1回ちょっと審議をし直すかっていうのは皆さんで。

○委員（若林純一）

川辺委員の言われるように、ここで十分意見を出して、それを一旦委員長、副委員長が受けとめて、次の時にこうするようになりますけどいいですかというふうにもってあげればいいと思います。ここで決めるとか決めないとかいうとまた、進みづらくなるので、十分意見を出していただいて、次回その意見を反映して次はこういうふうにしていきたいというふうにしていただければ。

◎書記（高橋悠樹）

委員長ちょっとよろしいですか。資料の話が出ましたので、再度お話しさせていただきますと、この赤い字につきましては議長の提案された議案に対して、追記変更してくださいという意見でいただいた部分で。1人だけじゃなく、意見によっては2人、3人という意見が出てるものもありますし、青い字につきましては削除ということでもらった提案でありまして、これにつきましても1人だけではなく、2人、3人という項目もありますので、最初の会議でも話がありましたので、特段名前を入れたりっていうことはしておりませんので。これは複数の意見であったり、1人の意見でもあったりということで確認をさせていただきたいと思います。以上です。

第7条 特になし

第8条

○副委員長（大塚州章）

第8条、第2項の追加についてはどうですか。

○委員（若林純一）

これも追記する必要はないと思っていまして、原案通りでいいと思っています。それは何でかっていうと、当然1回定めたものを、次に定め直す時は議員定数を変更するときなので、ここでことさら、こういう理由説明する必要はないと思いますね。

それともう一点、今原案通りでいいというふうに言いましたけど、8条の1項は、議員定数は別に「条例で」を入れた方がいいと思います。

○副委員長（大塚州章）

今意見が出ました8条の1項。議員定数は条例で別に定めるという文言を入れたほうがいいということと、それから、2項の朱書きの点は、もう入れなくてもいいんじゃないかという意見が出ましたが、皆さんそれでよろしいですか。

（ 「はい」の声 ）

第9条

○委員（若林純一）

これも同じですけど。9条の1項、議員報酬は別に「条例で」定めるにしないといけないと思います。

第10条

○副委員長（大塚州章）

政務活動費。これ青い字でいらんんじゃないかというふうなことの意見が何点か出てました。これについては、また後ほど自由討議をしたいということでお願いします。

第11条

○副委員長（大塚州章）

第2項。この赤字で書いてある「過度な負担とは」という意見がある委員から出ております。これについてご意見のある方はありませんでしょうか。

○委員（若林純一）

これは別途議論したほうが良いなというふうに思います。といいますのはケーブルテレビについては生放送をするという方法もあるし、委員会についても現在議事録を公開していますが、委員会をインターネットで配信している自治体もあるように思います。ただそのためには、委員会室にカメラを設置するとかいう費用負担が出ますので、そこまでやるかどうかということも含めて、過度な負担という言い方になっていると思うので、どこまでやるか、議論した上で書きぶりも決めたほうが良いと思います。

○副委員長（大塚州章）

私もいろいろ考えたんですけど、この過度の負担に関しては財政上の負担、それからあとはやる前には議会運営上の負担がいろいろ出てくると思いますんで、その辺のところをまた皆さんで論議をしたいなと思います。

それと、私もちょっとこの文言が気になったのが、第2項で全議案についての「賛否など各議員の」議会活動についての情報公開を行う、と入れ替えたほうが分かりやすいかなと思う。これも検討課題として残しておきます。

第12条 第1項、第2項は特になし

○副委員長（大塚州章）

第3項で、「任期中に各地区振興協議会につき一回以上開催する」というこれも皆さんのアンケートなど意見から出た結果だと思います。または市民との意見交換の機会を設け、集約してというこの朱書き。それと追記として、第4項。議会は政策委員会を設置というふうなことを書いております。この第3項に関しては、論議必要ありということではよろしいですか。

（ 「はい」 の声 ）

○副委員長（大塚州章）

またこれ青字で削除というのもありますんで、これも含めて議論をしたいと思います。

○委員（若林純一）

ちょっと戻りますが12条について全文削除という青色の意見がありますけど、これについては今さっき、副委員長言われたように1項と2項が生きれば、もう青字はもう議論はしなくていいという、そういうことでいいんでしょうか。

○副委員長（大塚州章）

削除は削除で意見があるので。すいません、先ほど私もちょっと間違えましたが。11項と2項がここ削除というのもあるんで、これ全体で1回意見討論にしたいと思いません。

第13条

○委員（川辺 隆）

そもそも論で広報誌もそうやし、他の予算を伴うものに関して、申し訳ないけどこの議論から外すべきじゃないですか。議会基本条例はあくまでも臼杵市が今行っている形の上で、基本的に具現化できるものを提案する場だと私は思うんですよ。ないものまで新しく作って、できないことやできていないことまでしようとする会議ではないと思うので、こういう予算を新たに伴うもの。何か前のページの一番下のほうにありましたけど、これとこの2項目に関してそもそも議論するのがおかしいんじゃないですか。

○副委員長（大塚州章）

そういう意見もこの前のアンケートで何人かいらっしやいましたんで、これを議論するかしないかも含めて、ここに盛り込むかどうかを論議したいと思えますんで、これも残しといておこうと思います。

第14条

○副委員長（大塚州章）

追記があります第3項、第4項。これに関しても論議をしていきたいと思えます。これは残したいと思えます。

第15条

○委員（戸匹映二）

これもちょっと議論しないと、1時間の持ち時間の中でやるのかどうかとか細かいところを調整しないと。

○副委員長（大塚州章）

じゃあ残して、議論と。反問権を持っているところに、1時間の議論の中でやってい

るかどうか、調査ということで事務局のほうにお願いしてもよろしいですか。

第16条

○副委員長（大塚州章）

これに関しては追記の「議長を経由のうえ」という意見と、もうこれはなしでいいんじゃないかという意見と2通りあります。これに関してはまた残したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第17条

○副委員長（大塚州章）

追記で、ずらっと並べられております。これに関しては、1回論議をしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第18条 特になし

第19条

○副委員長（大塚州章）

追記と削除と意見がありますので、これについてはまた議論を要し、残しておきたいと思ひます。

第20条

○副委員長（大塚州章）

これも追記をして欲しいという意見が、前回のアンケートの中でありましたので、これもまた論議をしたいと思ひます。

（ 第1条から第20条まで協議終了 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で、全部見通しましたが、何か皆さんの中でご意見ありませんでしょうか。

○委員（若林純一）

あえて言わせていただければ全部を議論しますという残し方ももちろんいいんですけど。例えばもう運用とか、例えばその申し合わせとか、要するに条例に書くまでもないことについては、できれば省くような、そういう最低限の決め事で。せつかくこう集

まっているわけなので、絞り込みができるならばしたほうがいいかなとは思いますが。

○副委員長（大塚州章）

例えばどのへんのところですか。

○委員（若林純一）

例えば20条あたりはICTの活用とかというのはこれはもう、運営上の問題なので、条例に書かなくても、当然やっていけるし行くべきものだし、やっていかないという選択もあっていいし、条例に書く必要はないんじゃないかなって私は思います。

○副委員長（大塚州章）

今若林委員の意見から、20条の件については運用の問題があるので、わざわざ条例に書く、決める必要はないんじゃないかというふうなことがありましたが、それについては皆さんどうでしょうか。

○委員（若林純一）

19条について言えばその条例に定められた内容について、これから先、その運用上いろいろ決め事をしないと条例が機能しない部分があるので、これは第19条の委員会、私は必要だと思っておりまして。ですから削除ということを経験として残す必要があるのかなというのは私の意見であります。

○委員（川辺 隆）

削除という意見は、私は必要だと思います。なぜなら、今運用上のことに関してというのであれば、これも19条運用上のことに関して、私からしてみたら一般常識です。

○委員（若林純一）

そういう意見があれば19条についても議論することはやぶさかではないんですけど。先ほど広報広聴機能の充実のところでは広報誌を発行するのに予算が必要になるんだから、現状の枠内でということでしたけど、それを議論するのがこの場であるし、条例で定められれば予算が必要に、もちろん予算が必要になることを前提に、念頭に置いて条例に盛り込むかどうかを議論するのがこの委員会なので、予算を伴うことはここでは議論しないという考え方は、私はすべきでないし、それを言うなら議論が進まないと思います。

○委員（川辺 隆）

そもそも今現在、臼杵市議会がやっていることに関しての議会基本条例制定であって。やれないこと、これは今やってないことの中に、予算が伴うことに関してはこの場でいくら決めても、運用と実用が無理なことなんです。広報誌に関しては、今現在行っていないので、この議会基本条例制定後に予算が必要なものに関しては議論すべきことだと思います。じゃないと、議会基本条例ありきで予算がついてくるわけではありませんから、以上。

○委員（奥田富美子）

予算を伴うものを、ここに定められないという理由がわかりません。教えてください。

○委員（川辺 隆）

やってないこと、できないことを書くべきではないというのが最初からの私の意見です。申し訳ありませんが、特に政務活動費に関しては、そもそもここで決めようがどうが、悪いけど今の状態でこれは実現可能ではありません。ですから、議会基本条例は決めたこと、今やっていることに関して私は了解しますけども、その他のことに関しては、その後別に特別委員会等を設置して議論、検討して行わないとできません。

○委員（戸匹映二）

この議会基本条例自体は、作っているところがたくさんあるんで、その辺をどういうふうに検討したのか、ちょっとできれば調べてやり方等を。そういう予算措置が必要なものとかを盛り込んで作っているのか、過去のそういう事例をちょっと。

○副委員長（大塚州章）

分かりました。それは1回ちょっと調査をしてみたいと思いますんで、事務局と連携してやってみたいと思います。この意見については、またちょっと据え置きで予算を絡めてやっているのかやってないのかというところも、また次回に課題として、残したいと思います。今後、皆さんの方針の中で決めていきたいと思いますんで。

○委員（奥田富美子）

前回話したところの基本のところ、今川辺委員がおっしゃるところは重なってると思うんです。基本のところ、これを作るか作らんか、必要性があるのかどうかというところに関係している議論だと思っていて、だからしてないこととか予算が伴うことだから、そもそも入れてはいけないんだという考え方はちょっと違うとされていて。その川辺委員がおっしゃってることも、だから特別委員会の中でちゃんと掘り下げて話したらいいんだと思います。何で予算を伴うことがいけないのかと。できていないところに挑戦しようとしていると私は思っているんで、そこの中身をここで良いとか悪いとか話し合えばいいんだと思います。

○委員（川辺 隆）

なぜそれを言うのかと言えば。そもそも臼杵には大昔、政務活動費あったらしいですよ。それともう一つここに書いている広報誌大昔、あったらしいですよ。しかしながらこの2つに関しては、議会の歴史上なぜか分からないけどなくなった。あったものがなくなったんですよ、それを決めたのも議会です。それなのに今、我々がこれを復活させようという議論をするのであれば、そもそもこの2つに関しては特別委員会を設けて、これで復活させるかどうかの議論をもう1回しなきゃ、ここは議会基本条例の話であって、議会基本条例にこれを入れるか入れないか、このもの自体を入れて議論することが間違っているんですよ。

○委員（内藤康弘）

議論が白熱しているんですけど、基本的に例えば予算組みをしてないさっきの広報誌あたりも、予算組が決まれば作らないといけないわけですよ。だから、その部分に関

して、どういうふうに議論するかというのも今から議論してもいいと思うんですよ。政務活動費についてもそうだと思います。全然そういう今までないことをやるんですから。これやるかやらんかという議論も必要になってくると思うんですよ。だから、その挑戦するとかそういうことじゃなくて、そこを議論する必要はあると思います。だから、そんなに白熱しないで、丁寧に議論しましょう。

○副委員長（大塚州章）

ありがとうございます。そういうことで、ここでは一応、議会基本条例ではあるんだけど、ちょっと少し深掘りをさせていただくということで、皆さんにお願いをしたいと思います。

それで、作るかどうか、盛り込むかどうかというのはその次の議論になると思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。他にありませんでしょうか。

○委員（若林純一）

他にというわけではないんですけど、一つ一つ課題として残したことについてどういう形で議論していくのかというのをちょっとお示しいただきたいなと思うんですが。

○副委員長（大塚州章）

正直言って、これだけ残っているんで。内藤委員が言ったように、一つ一つ深掘りしていくのか、それともどういう方式がいいのか、若林委員なんかいい提案があれば教えていただければなと思います。

○委員（若林純一）

いやですから先ほど、いろいろ意見が出ている条項については、議論する必要あると思うんですが、先ほど梅田委員が提案したけれど、梅田委員がいないのでというようなことじゃなくて、もうこの場で、大方決着ができるものについては消していくようにしないと。そう思いますがいかがでしょう。

○副委員長（大塚州章）

私もその方向でいきたいと思いますが、今日委員長がいないので、すいません。でも委員長にはその方向で、欠席者はいるかもしれないけれど、随時決断していけるように会議を進めたいという意見が出ましたのでということで、それでよろしいですか。

内容の深掘りをして、例えばもう1時間で論議が終わらない平行線の部分があると思います。その場合はもう1回それをちょっと置いといて、内藤委員の言うように冷静になって論議をしたいと思いますんで。皆さん冷静だと思いますがよろしくお願ひします。

○委員（伊藤 淳）

先ほどの梅田委員のっていう話をしたのは、この基本条例の中にもありますけども、議員間の意見を尊重し、活発な意見討論の中で決めていくっていう方向性は、皆さん了承しているのであれば、梅田委員は活字として提示はしていますけど、お話を聞くと1個1個にやっぱりそれなりの理由があって、その理由の説明を梅田委員がこの場で、まだできてないっていうふうに思います。であれば、何でこれを入れたのかっていうとこ

ろの議論、意見を聞くべきかなと。

○副委員長（大塚州章）

発言機会をもつということですよ。

○委員（伊藤 淳）

そうです。だからとりあえず火曜日を外していただいたら出られそうだと書いていました。

○副委員長（大塚州章）

このたたき台は梅田委員と議長のたたき台とも一緒になっている。違っていませんか。

◎書記（高橋悠樹）

黒い字のところは議長の提案通り記載がされていまして、赤い字のところは皆さんから出た意見をそのまま赤字として追記、変更点も含めて記載していて、青い字のところは削除ということをお願いしているものでございますので、委員皆さんの意見がこの中に入っているというところがございます。

○副委員長（大塚州章）

ということで今さっき、先ほど皆さんにお聞きしましたように課題とするところ、何個かあると思います。これを、次回から一つ一つちょっと掘り下げていこうかなと思います。それでよろしいですか。その際に十分に議論ができお互いが納得いったというのであればそこでもう決定と。もしまだちょっと議論が足りないなというのであれば、これはまたちょっと延長させて、議論を次回に持ち越してくださいというようなことも、皆さんの中からご意見いただければいいかなと思います。議論を尽くしてそれをお互いに合わせるということが一番大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大方1時間弱となりましたが、その他に入りたいと思ひますが、皆さんから特にないのですかね、事務局の方から何かないですか。

（ 「ありません」 の声 ）

○副委員長（大塚州章）

それでは次回、委員長にはこの件を私のほうから申し伝えまして、また事務局と相談して、次回から一つ一つの条項についての論議をしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。そのためには皆さんも、もう1回ちょっと読んでいただいて、自分の意見をしっかりと伝えていただければありがたいので、よろしくお願ひいたします。

では、以上で第5回特別委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後1時47分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定を準用し、ここに記録を作成する。

令和2年11月24日

臼杵市議会

基本条例検討特別委員会

副委員長 大塚 州 章